講義Ⅴ
令和4年度の研修について

評価者フォローアップ研修（共通コース）
令和4年4月開催
東京都福祉サービス評価推進機構

1

この講義では、令和４年度の研修について説明します。

講義内容

1 評価者研修の体系

2 令和4年度 研修計画

3 評価者フォローアップ研修（専門コース）

4 研修受講上の留意点

5 第三者評価HP上の様式・データ等

2

講義内容は、５点あります。
１点目は、評価者研修の体系について。
２点目は、令和４年度の研修計画について。
３点目は、フォローアップ研修 専門コースについて。
４点目は、研修受講上の留意点について。
５点目は、第三者評価ホームページで研修に関連する様式やデータ等を参照する際の確認方法について。
になります。

１　評価者研修の体系について

3

まず１点目の、評価者研修の体系について説明します。

（1）フォローアップ研修（共通コース）

・全評価者の悉皆研修（受講必須）
・年度当初に実施
・令和3年度より「eラーニング」により実施

《研修目的》
当該年度の評価手法や、各年度ごとに新たに策定した共通評価項目などについて、評価者への伝達及び当該年度の正確かつ円滑な評価活動の実施

4

フォローアップ研修 共通コースは、毎年、必ず受講しなければならない研修です。
令和３年度より、ｅラーニングにより実施しています。
現在、皆さまが受講されている本研修が、該当します。
この研修は、当該年度の評価手法や、新たに策定した共通評価項目等について評価者へ伝達し、評価の正確かつ
円滑な実施を図ることを目的とします。
令和４年度の評価活動を実施するには、この研修の受講が必要です。

また、この研修を受講しなかった場合、評価者名簿から抹消されます。
評価活動を継続する意思がある場合、４月１日から４月３０日の間に、必ず受講し修了してください。

（2）フォローアップ研修（専門コース）

評価者が「3年に1回以上」受講しなければならない研修

《研修区分・対象者》

講義内容や受講者のレベルに合わせて4段階を設定し実施

	対象者	研修のねらい
基本編	全評価者	基本的な知識の習得
実践編Ⅰ	評価経験の少ない評価者（0～10件程度）	評価で求められる実践的なスキル習得
実践編Ⅱ	一定の評価経験のある評価者（11件以上）	実践編Ⅰのレベルを踏まえた実践的なスキルの習得
発展編	一定の評価経験を積んだリーダー的な評価者	評価チームリーダーとしてのスキルアップ

5

フォローアップ研修 専門コースは、３年に１回以上 受講しなければならない研修です。
専門コースは、内容ごとに４段階に分かれています。

受講対象者は、
基本編は全評価者、
実践編Ⅰは評価実績が０件から１０件程度の、評価経験の少ない評価者、
実践編Ⅱは評価実績が１１件以上の、一定の評価経験のある評価者、
発展編は一定の評価経験を積んだリーダー的な評価者、
を想定しています。

(3)社会的養護関係施設評価者研修

① 養成研修
【対象者】 社会的養護関係施設の評価を実施する評価者
（予定を含む。）

② 継続研修
【対象者】 以下の要件を2つとも満たしていること
・令和4年4月1日現在、社会的養護関係施設評価者であること
・直近2年間（令和2・3年度）のうちに、1件以上東京都の
社会的養護関係施設の評価実績があること

※「継続研修」は、「養成研修」修了者の悉皆研修ではありません。
※3年間に1回以上受講が必要なフォローアップ研修（専門コース）ではありません。

6

社会的養護関係施設評価者研修は、養成研修と継続研修の２つあります。

養成研修は、社会的養護関係施設の評価を実施する、又は実施の予定がある全ての評価者を対象としています。
今年度の継続研修の対象者は、次の二つの要件を満たす評価者になります。
一つ目は、 令和４年４月１日現在、社会的養護関係施設評価者であること。
二つ目は、 令和２年度と令和３年度の直近２年間で、東京都の社会的養護関係施設の評価実績が１件以上あることです。

なお、この研修は、３年間に１回以上の受講を必要とする、フォローアップ研修 専門コースには該当しません。
また、継続研修は養成研修の修了者の悉皆研修ではありません。

（4）特別研修

保護・婦人保護施設に関する研修

【対象者】 全評価者

【研修のねらい】

評価対象サービスである「保護施設」・「婦人保護施設」に関する法制度、施策の動向について学ぶとともに、サービス現場の状況や取組など、評価実施に役立つ基本的知識を習得する。

※ 3年間に1回以上受講が必要なフォローアップ研修（専門コース）ではありません。

7

特別研修は、法改正等の動向を踏まえて実施する研修として、令和４年度から位置付けました。

該当する研修は、保護・婦人保護施設に関する研修であり、法制度や施策の動向について学ぶとともに、サービス現場の状況や取組など、評価実施に役立つ基本的知識を習得することを目的としております。

(5)評価機関支援研修

【受講対象者】
評価機関代表者、評価者育成責任者、
評価手法管理責任者又は事務局職員　等

【受講対象年度】
評価機関認証の有効期間(3か年度)内で、任意の年度に1回以上受講

※本研修の受講は、評価機関の認証を更新するための要件です。

8

評価機関支援研修は、評価機関を対象とした研修です。
この研修は、評価機関の認証更新要件となっています。
認証を更新しようとする評価機関は、令和２年度から令和４年度までの間に、１回以上の受講が必要です。
令和２年度、又は令和３年度に受講していない評価機関は、今年度必ず受講してください。
受講対象者は、評価機関代表者、評価者育成責任者、評価手法管理責任者、事務局職員等です。

２　令和4年度研修計画について

9

次に、２点目の令和４年度研修計画について説明します。

（1）研修実施計画

〈フォローアップ研修（専門コース）〉

	研修名
基本編	組織マネジメントの基礎
	コミュニケーションスキルの習得 ～評価における良好なコミュニケーションに向けて～
	福祉サービスの現状を学ぶ～児童分野～
	利用者調査の手法を学ぶ～高齢分野～
	利用者調査の手法を学ぶ～障害分野～

10

令和４年度の研修実施計画について、フォローアップ研修専門コースから説明します。
基本編は、
組織マネジメントの基礎
コミュニケーションスキルの習得
福祉サービスの現状を学ぶ 児童分野
利用者調査の手法を学ぶ 高齢分野
利用者調査の手法を学ぶ 障害分野、
の５コースを予定しています。

〈フォローアップ研修（専門コース）〉

	研修名
実践編Ⅰ	福祉サービスの共通評価項目を学ぶ～保育分野～
	福祉サービスの共通評価項目を学ぶ～障害分野～
	評価の視点の導き出し方を学ぶ《保育事例》
	評価の視点の導き出し方を学ぶ《高齢事例》
	評価の視点の導き出し方を学ぶ《障害事例》
実践編Ⅱ	福祉サービスの共通評価項目の理解を深める ～高齢分野～

11

次に、実践編について説明します。実践編のうち、
実践編Ⅰは、
福祉サービスの共通評価項目を学ぶ 保育分野障害分野
評価の視点の導き出し方を学ぶ 保育事例高齢事例障害事例
の５コースを予定しています。
実践編Ⅱは、
福祉サービスの共通評価項目の理解を深める 高齢分野
の１コースを予定しています。

〈社会的養護関係施設評価者研修〉

研修名
社会的養護関係施設評価者養成研修
社会的養護関係施設評価者継続研修

〈保護・婦人保護施設に関する研修〉

研修名
保護施設に関する法制度と現状を学ぶ

〈評価機関支援研修〉

研修名
評価機関に求められるコンプライアンス

12

次に、その他の研修についてです。
社会的養護関係施設評価者研修として、社会的養護関係施設評価者養成研修
継続研修
の2コース
特別研修の、保護・婦人保護施設に関する研修として、保護施設に関する法制度と現状を学ぶ
の1コース
評価機関支援研修として、評価機関に求められるコンプライアンス
の1コースを予定しています。

（2）研修開催日程等

①開催日等

研修実施計画は、第三者評価HP上に掲載しています（※）。
開催日が決定しましたら、随時第三者評価HP上で「研修計画」を更新 していきます。

※確認方法
第三者評価トップページ　→『機構からのお知らせ』
（画像付き手順はスライド30～32で説明します）

②研修の募集案内

研修開催日の1か月半前頃に、評価機関宛てメールにて募集案内を行います。研修受講を希望する場合は、所属する評価機関を通じてお申し込みください。

（※eラーニングにより実施する研修は申込方法が異なります。
→スライド26～27で説明します。）

13

各研修の定員や開催時期については、第三者評価ホームページに掲載しております。
現時点で開催日が決まっていない研修については、決定しましたら、第三者評価ホームページの研修計画を更新していきますので、ご確認ください。

なお、研修計画に記載してある開催時期は、あくまで予定のため、今後変更になる場合もあります。あらかじめご了承ください。
中止や延期の場合は、評価機関を通じてお知らせするとともに、福ナビにお知らせを掲載しますので、ご確認ください。

研修の募集案内は、研修のおよそ1か月半前頃に、メールで評価機関へ案内します。
募集案内は郵送していませんので、御注意ください。

受講の申し込みは、所属する評価機関を通じて行います。

３　評価フォローアップ研修（専門コース）

14

次に、３点目の評価者フォローアップ研修 専門コースについて説明します。

（1）専門コース受講の義務付け

専門コースは「評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構が別表に定める**3年間に1回**は受講すること」と規定されている。

【参照】

・令和3年1月29日付2財情報第1714号

『福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」について（通知）』

（掲載場所）

東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック2022（p.270）

第三者評価HP

15

フォローアップ研修 専門コースは、福祉サービス第三者評価機関 認証要綱において、評価者養成研修の受講年度ごとに、
評価推進機構が別表に定める、３年間に１回は受講しなければならない研修です。

なお、参照として記載している通知は、ガイドブック２０２２の２７０ページ及び第三者評価ホームページに掲載しております。

(2)「専門コース受講の3年間の区切り」の確認

① 評価者番号ごとの「3年間の区切り」一覧表

評価者養成講習修了者番号（評価者養成講習修了年度）	H05****(17年度) H08****(20年度) H11****(23年度) H14****(26年度) H17****(29年度) H20****(R2年度)	H06****(18年度) H09****(21年度) H12****(24年度) H15****(27年度) H18****(30年度) H21****(R3年度)（※2）	H02****(14年度) H03****(15年度) H04****(16年度) H07****(19年度) H10****(22年度) H13****(25年度) H16****(28年度) H19****(R元年度)
3年間の区切り（今期）	令和4年度～令和6年度	令和元年度～令和4年度（※1）	令和2年度～令和5年度（※1）

※1　例外的に4年間とする。（次期以降は3年間）
※2　「H21」で始まる評価者は、令和4年度は研修を受講したものとみなす。

16

こちらは、評価者番号ごとの ３年間の区切り の一覧です。
自分がどの区切りに属しているか、評価者番号により確認してください。
各区切りについては、次のスライドから説明します。

(2)「専門コース受講の3年間の区切り」の確認

②フォローアップ研修（専門コース）の受講期間

「H06」「H09」「H12」「H15」「H18」
で始まる評価者の3年間の区切り

▶ 令和元年度～令和4年度

↓

未受講の方は今年度中に必ず受講してください

※受講しなかった場合、評価者名簿から抹消となりますのでご注意下さい。

17

まず、H06、H09、H12、H15、H18 で始まる評価者について説明します。
３年間の区切りの最終年度は令和４年度になります。未受講の方は今年度中に必ず受講してください。
受講しなかった場合、評価者名簿から抹消となりますのでご注意ください。

(2)「専門コース受講の3年間の区切り」の確認

〈スライド17に記載のない評価者〉

・今年度は受講の最終年度ではありません
・ただし、定められた区切りの期間内に専門コースを1回以上受講しないと評価者名簿から抹消となります

期間内に余裕を持って受講することをお勧めします

18

スライド17に記載のない評価者は、今年度は受講の最終年度ではありませんが、期間内に余裕を持って受講することをお勧めします。
例年、 申し込んだ研修を受講できなくなったが、評価者名簿から抹消になってしまうので何とかならないか、 といった旨の問い合わせが見受けられます。
受講しなかった場合は、評価者名簿から抹消となるので、ご注意ください。

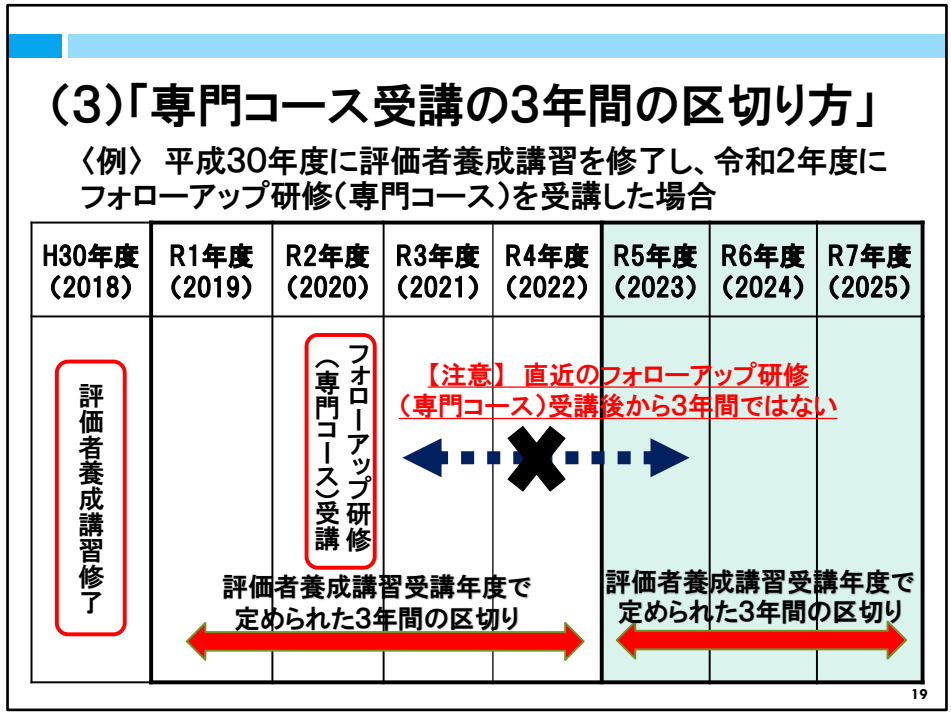

「受講の３年間の区切り方」ですが、

自分の属するグループごとに決められた３年間の区切りの中で、１回以上、フォローアップ研修（専門コース）を受講することになります。

スライドの例で説明をします
平成３０年度に評価者養成講習を修了した場合は、令和元年度から令和４年度までが、「評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構が定める３年間」の第１回目になります。なお、今期は例外的に区切りが４年間です。
例では、区切りの２年目の年である令和２年度にフォローアップ研修（専門コース）を受講しました。次にフォローアップ研修（専門コース）を受講する期間は、令和５年度から令和７年度になります。
専門コースを受講した直後の令和３年度から令和５年度までの３年間ではありませんので、ご注意ください。

（4）修了した研修の確認方法

フォローアップ研修（専門コース）の修了を確認する方法は

以下の **2通り** あります。

① 所属評価機関に送付される
「修了者名簿」で確認する方法

② 第三者評価HPに掲載する
「評価者名簿情報」で確認する方法

20

評価者自身が修了した研修を確認する、２通りの方法について説明します。
1つ目は、研修終了後、機構から評価機関あてに送付される　修了者名簿　で確認する方法です。
所属する評価機関へご自身で問合せをしてください。
２つ目は、第三者評価ホームページに掲載している　評価者名簿情報　で確認する方法です。
具体的な操作手順は、スライド30～33で説明します。

評価機関においても、評価者と同じ方法で確認をすることができます。機構から送付される修了者名簿を適切に管理するとともに、評価者から問い合わせがあった場合も、第三者評価ホームページで確認をお願いします。

【留意事項】

受講履歴を確認するときは次の点にご注意ください。

以下に記載した研修は、3年間に1回受講することが定められているフォローアップ研修（専門コース）には該当しません。

・社会的養護関係施設評価者研修（養成研修／継続研修）
・保護・婦人保護施設に関する研修
・評価機関支援研修

21

受講履歴を確認するときは、次の点に注意してください。

社会的養護関係施設評価者研修　養成研修、及び継続研修、
保護・婦人保護施設に関する研修、
評価機関支援研修、
これらの研修は、フォローアップ研修　専門コースには該当しませんので、
お間違いのないようお願いします。

4　研修受講上の留意点

22

次に、４点目の　研修受講上の留意点について説明します。

（1）受講者確認について

① 受講者確認（本人確認）

研修を受講する時には、受講者本人であることを確認するため、所属評価機関が発行する**「評価者証」を必ず持参**し、受付で提示してください。

② 受講確認（出席確認）

原則として、各日の研修終了時に受講者からの「出席確認票」の提出をもって受講したことを確認し、研修の修了とします。

23

まず、受講者確認について説明します。
研修受講時には、受講者本人であることを確認するため、受付で　評価者証を提示していただきます。
研修受講の際は評価者証を忘れずにお持ちください。

評価者証を持参していない方にその理由を伺ったところ、
評価者証をなくした、氏名変更をしたが、評価者証を発行してもらっていない、等の回答が散見されました。

評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類、評価者証を所持しなければなりません。
所持していない評価者は、速やかに所属する主たる評価機関へ申し出て、発行してもらってください。
評価機関につきましても、適切な対応をお願いします。

次に受講確認です。
機構が実施する研修では、原則として各日の研修終了時に配付する　出席確認票　の提出によって出席確認を行います。
研修を途中退席した場合は、研修修了とはなりませんので、ご注意ください。

（2）研修に関する問い合わせ

【評価者からの問い合わせ例】

・受講決定後のキャンセル（辞退）はどうしたらよいか。

・いつ受講決定の書類が届くのか

・研修の開催通知が送られてこない

・今年度、評価者名簿からの抹消対象になっているか

⇒　直接、機構へ問い合わせをされる事例が散見されますが、まずは

「所属する評価機関」に問い合わせを行ってください。

24

次に、研修に関する問い合わせについて説明します。
スライドには、評価者から問い合わせの多い内容を記載しています。

例にお示しした問い合わせ内容は、全て所属する評価機関を通じて行います。
評価機関は、所属する評価者の管理や育成を行う責任主体となっています。
評価者は、所属する評価機関へ問い合わせを行ってください。

（3）研修受講辞退の手続き

①受講決定後に、キャンセル（辞退）する場合

評価者は、所属する評価機関に連絡をしてください。
評価機関は、受講予定者から連絡があった場合、機構へご連絡ください。

②研修当日、体調不良等によりやむを得ず欠席する場合

評価者は、所属する評価機関へ連絡をしてください。
評価機関は、受講予定者から連絡があった場合、機構へご連絡ください。

①・②ともに評価機関は、「評価者研修受講辞退届」を提出してください。

（「評価者研修受講辞退届」は第三者評価HPからPDFファイルを入手できます）

25

次に、研修の受講辞退の手続き方法について説明します。

受講決定後に研修を辞退する場合は、必ず評価者研修受講辞退届を提出してください。
研修開催前、研修当日にかかわらず、研修受講を辞退する場合は、
評価者は所属する評価機関へ連絡をしてください。
連絡を受けた評価機関は、機構へ連絡をするとともに、評価者研修受講辞退届を郵送にて提出してください。

研修当日に体調不良により欠席される評価者が、所属の評価機関へ欠席の連絡をしていない事例や
評価者から連絡があっても機構へ欠席連絡を忘れている評価機関が見受けられます。
評価者は、やむを得ず欠席をする場合は、所属する評価機関へ連絡をお願いします。
評価機関は、評価者から連絡があった場合は、すみやかに機構へ連絡をお願いします。

評価者研修受講辞退届は第三者評価ホームページから入手できます。

（4）eラーニングによる受講

① 令和4年度にeラーニングを導入予定の研修

	区分	研修名	開催時期
1	評価者フォローアップ研修（専門コース）	福祉サービスの現状を学ぶ～児童分野～	10月～1月
2	特別研修	保護施設に関する法制度と現状を学ぶ	10月～1月
3	評価機関支援研修	評価機関に求められるコンプライアンス	8月～9月

※評価機関支援研修の受講対象は、各評価機関の代表者等です。
※開催時期等が確定次第、評価機関経由でご案内します。

26

続いて、eラーニングの導入を予定している研修について、留意点等を説明します。

まず、令和４年度にeラーニングを導入する予定の研修は、スライドに記載した３研修です。

１つ目は、評価者フォローアップ研修　専門コース　福祉サービスの現状を学ぶ　児童分野です。
開催時期は、10月から1月頃を予定しております。

２つ目は、特別研修　保護施設に関する法制度と現状を学ぶです。
開催時期は、10月から1月頃を予定しております。

３つ目は、評価機関支援研修　評価機関に求められるコンプライアンスです。
開催時期は、8月から9月頃を予定しております。

開催の日程等については、確定次第、所属の評価機関経由でご案内します。

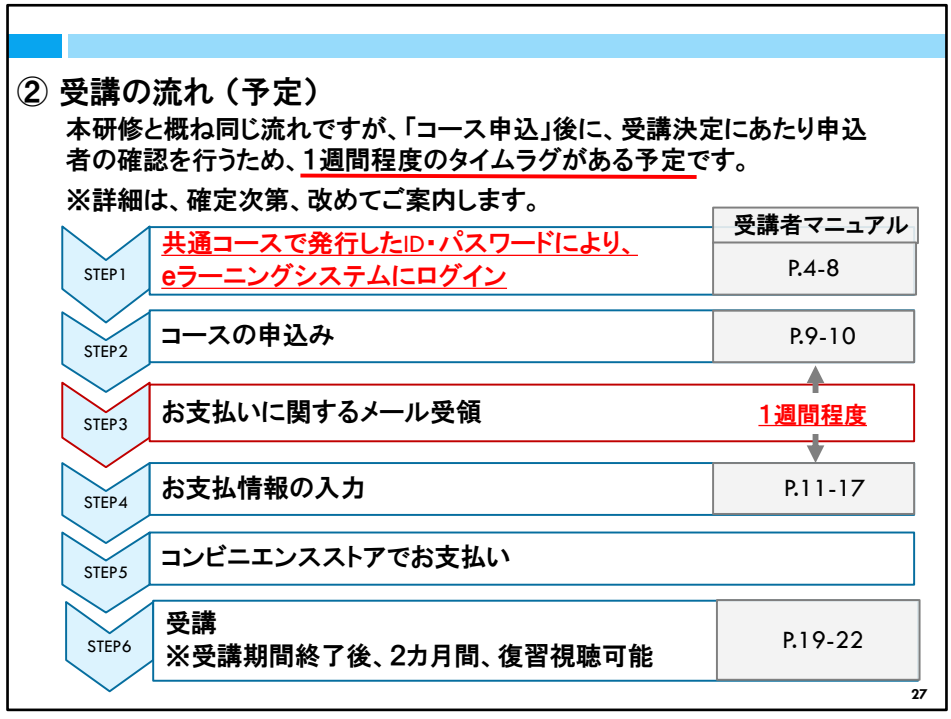

続いて、受講の流れについてです。
eラーニングを導入する予定の３研修についても、ただ今受講いただいているフォローアップ研修　共通コースと概ね同じ流れで受講いただける予定です。
一部異なる箇所がありますので、ステップごとに説明します。

まず、ステップ１では、共通コースで発行したIDとパスワードにより、eラーニングシステムにログインし、受講する研修にコース申込をしていただきます。
今年度の研修受講にあたり、新たにIDを発行することはございませんので、ご注意ください。

続いて、ステップ２として、ログインした画面から受講を希望するコースの申込をしていただきます。

コース申込後は、機構で受講決定するにあたり、申込者の確認を行うため、１週間程度のタイムラグがあり、お支払いに関するメールが届きます。

そして、ステップ４として、本研修と同様にシステムからお支払い情報を入力していただきます。

その後、ステップ５で、システムからメールで届いた　お支払い番号により
コンビニエンスストアでお支払いいただき、
受講案内メールが届き次第、期日までに受講いただく流れです。
受講期間が終了した後も、受講された方はシステムにログインすることで、
２カ月間、復習で視聴できる予定です。

なお、この流れはあくまでも予定のため、詳細については、改めて機構から
所属の評価機関経由でご連絡します。

③ eラーニング受講時の留意点

（A） 受講期限の厳守

受講期限を過ぎると受講不可となりますので、十分ご注意ください。

（B） ログイン用のユーザーID

同じ年度のeラーニングで実施する研修の「ユーザーID」「パスワード」は、共通コース（本研修）と同じです。操作マニュアルも保管してください。

（C） 修了の確認

本研修と同じく、eラーニングシステムの画面上に「修了」と表示されていることをご確認ください。

※研修期間後に、所属評価機関あてに、修了者一覧をお送りします。
また、第三者評価HPの評価者情報からもご確認いただけます。

28

eラーニングの受講にあたっての留意点は、３点あります。

１点目は、受講期限の厳守です。
受講期間は、１カ月程度を予定しておりますが、期限を過ぎると受講不可となり、未修了となりますので、十分ご注意ください。

２点目は、ログイン用のユーザーIDについてです。
前のスライドでも説明したとおり、同じ年度のeラーニングで実施する研修のユーザーIDと、パスワードは、本研修と同じです。
そのため、ID等をお忘れにならないよう、ご注意ください。
また、操作手順も同様ですので、操作マニュアル等も、保管いただきますようお願いします。

３点目は、修了の確認についてです。
ご自身が受講修了されているか確認する方法としては、eラーニングシステムの画面上に「修了」と表示されていることをご確認ください。
研修期間後には、機構から評価機関あてに、修了者一覧をお送りします。
また、第三者評価ホームページの評価者情報にも修了した研修情報を掲載しますので、ご確認をお願いします。

５　第三者評価HP上の様式・データ等

29

最後に、５点目の、第三者評価ホームページでの様式、データ等の確認方法について説明します。

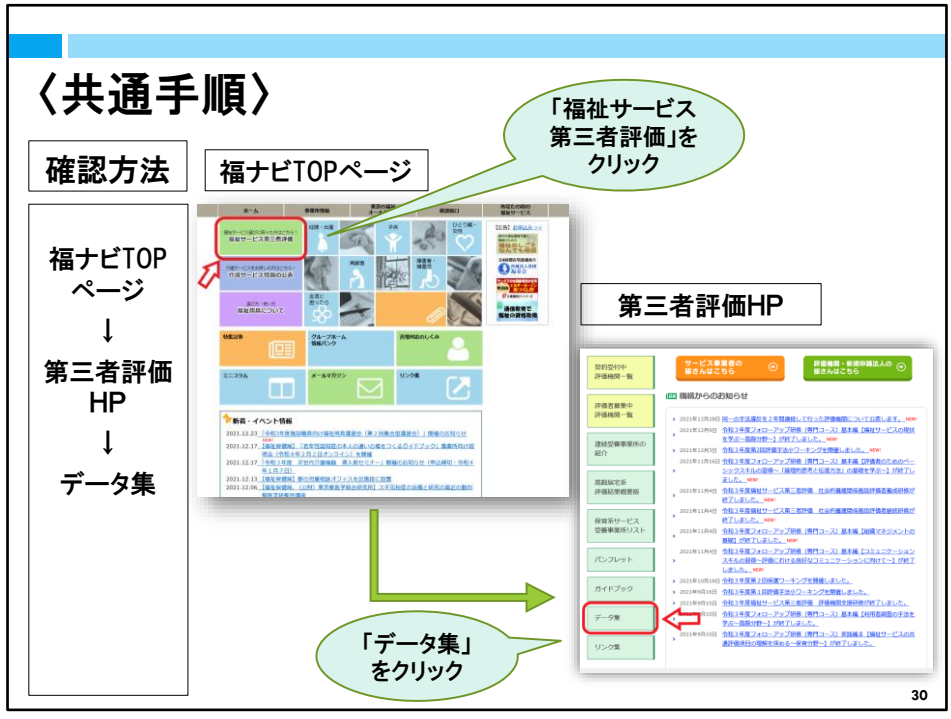

各種データ等を確認する際の共通の手順について説明します。
まず、インターネットの検索欄で福ナビと入力し、福ナビのホームページを検索して開きます。
次に、トップページの画面左上の 福祉サービス第三者評価 の項目をクリックして、第三者評価ホームページに移行します。
そして、ページを下にスクロールして、画面左側に表示される データ集 の項目をクリックします。

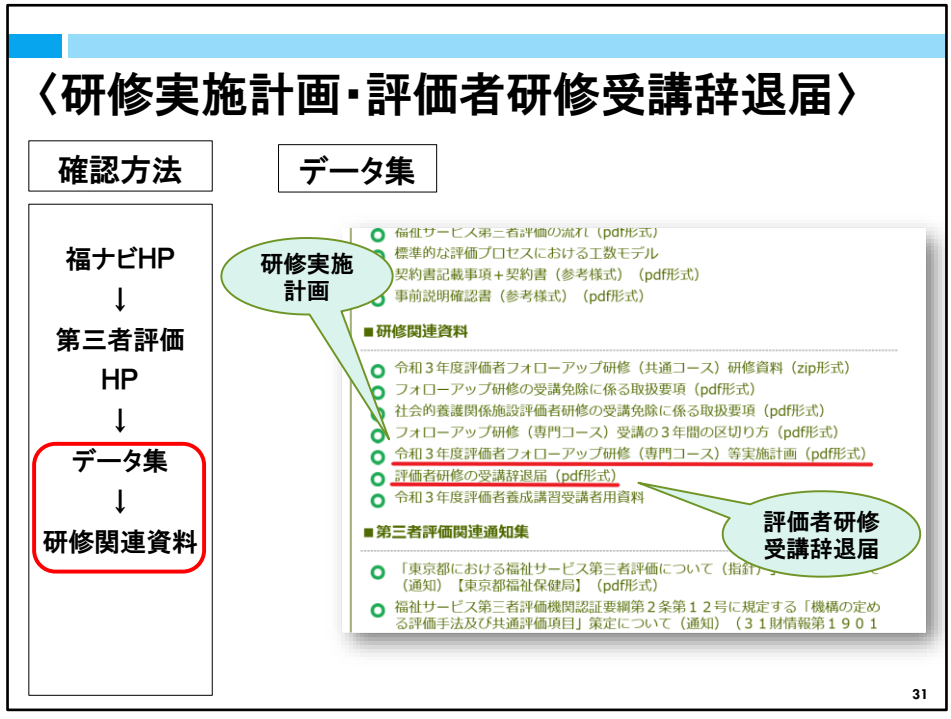

研修実施計画、及び評価者研修受講辞退届のデータファイルの保管場所について説明します。
データ集 のページを開き、下にスクロールすると、研修関連資料 という項目があり、その中に研修実施計画と評価者研修受講辞退届のデータファイルがあります。

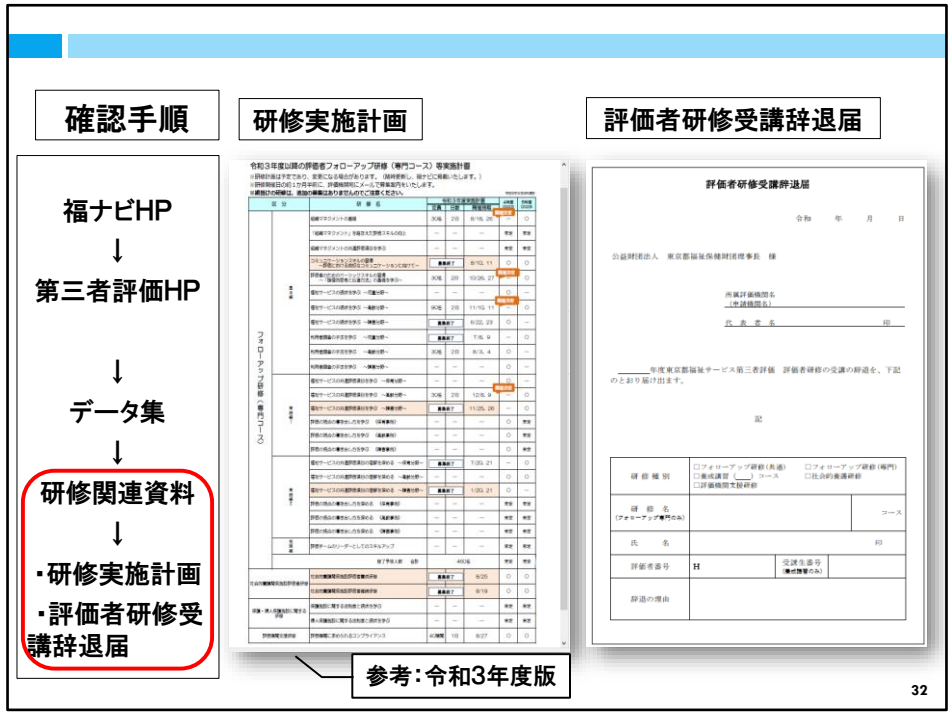

それぞれをクリックすると、研修実施計画や評価者研修受講辞退届のデータが画像のように表示されますので、ご確認ください。

次に、評価者情報、及び研修の受講履歴を確認する方法について説明します。
データ集 の画面を開いた後、画面左上の 評価者を検索する と書かれた項目をクリックし、評価者を検索するページへ移行します。
検索項目に評価者番号を入力し、検索結果の 評価者養成講習修了者番号 をクリックすると、過去の受講履歴等を確認することが出来ます。
受講した研修がわからなくなった場合は、以上の手順でまずご自身でご確認をお願いします。

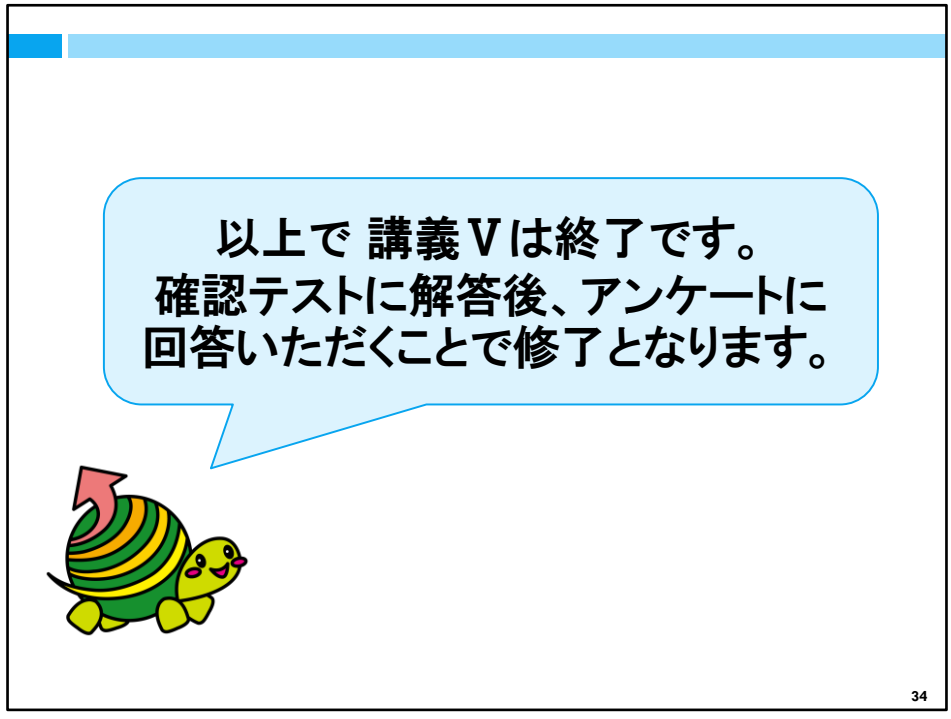

令和４年度の研修に関する説明は以上です。
確認テストにお進みいただき、全講義の受講及び確認テストへの解答が終わりましたら、アンケートにご回答ください。
アンケートの必須項目にご回答いただくことで、本研修は修了となります。
お疲れ様でした。